

長寿医療(後期高齢者医療)保険からのお知らせ

平成22年8月から被保険者証が切り替わります。

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、平成22年7月31日までとなっております。
保険料を完納している方(平成22年6月20日までに完納した方)は、新しい被保険者証を7月中旬以降順次郵送いたします。

保険料を滞納している方、または事前に窓口受取を希望し申請されている方は、7月1日から7月31日までにうるま市役所本庁(具志川庁舎)国民健康保険課 後期高齢者医療窓口で保険証の切り替えをお願いいたします。なお、7、8月の窓口はたいへん混み合いますので、保険料を滞納している方は早めの納付相談をお願いいたします。

限度額適用・標準負担額減額認定証の切り替えが必要です。

住民税非課税世帯等(低所得Ⅰ・低所得Ⅱ)に該当される方は、申請により、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

認定期間は、申請した月の初日から毎年7月末までのため、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をすでにお持ちで、今年度も住民税非課税世帯等(低所得Ⅰ・低所得Ⅱ)に該当される方は、7月1日から8月末までにうるま市役所本庁(具志川庁舎)国民健康保険課 後期高齢者医療窓口で再度申請してください。(7月1日以前の申請はできません)

■ 入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額(月額)	標準負担額 [入院時の1食当たりの食事代]	
一般	44,400円	260円	
低所得Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内に 90日を超える入院	160円
低所得Ⅰ	15,000円	100円	

■ 所得区分

低所得Ⅱ → 世帯全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰに該当する方を除く)

低所得Ⅰ → 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方

■ 申請に必要な物

- ・後期高齢者医療被保険証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)
- ・印かん

お問い合わせ先
国民健康保険課 老人医療係
☎973-3177

はり・きゅう等施術 利用券の交付について

国民健康保険課では、「はり、きゅう、あん摩、マッサージ指圧施術利用券」を発行しています。希望する方は、保険証を持参の上、市役所各庁舎の国保課窓口にて交付を受けてください。

【対象者】

うるま市国民健康保険に加入しており、国保税を完納している方

【交付の条件】

末しょう神経疾患、運動器疾患により医師の診断を受けた方で、現在国保の療養の給付を受けていない方

【利用券の内容】

1年度で一人につき12枚(ただし、施術者の意見書があれば追加で12枚)の利用券を交付します。

施術1回につき利用券1枚、800円の助成を受けることができます。

施術は1日1回を限度とします。

【利用できる施術院】

うるま市内にあり、市の指定を受けている施術院のみで利用することができます。

【お問い合わせ先】

国民健康保険課 事業係

☎973-3177